

## 大学におけるハラスメントの多様性とその対応

京都大学学生総合支援センター

中川 純子

### 1. 大学におけるハラスメント相談・対応整備の背景 — セクハラからの拡大 —

1993年 12月

京都大学(元)教授にセクハラを受けたと女性が人権救済の申し立て

1997年 6月

改正男女雇用機会均等法、平成 11 年 4 月より施行

1998年 11月

国家公務員法に基づき、人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）制定、平成 11 年 4 月 1 日施行

2004年 4月

国立大学法人化 ... 大学ごとの規程が必要に

2006年 6月

改正男女雇用機会均等法、2007 年 4 月施行

2012年3月

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言（厚生労働省）

2016年8月

改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法、2017 年 1 月施行

### 2. 大学で対応するハラスメント

セクシュアル・ハラスメント

大学やその延長上の場面における性的に不快な言動

当然ながら被害者の性的指向や性自認は不問

ジェンダー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントも

アカデミック・ハラスメント

大学の教育研究活動上で生じる、地位や人間関係等の優位性を背景とした不適切な言動

パワー・ハラスメント

職務上で生じる、地位や人間関係等の優位性を背景とした不適切な言動

### 3. ハラスメントとして何を相談される？ —何を期待されるのか—

ハラスメント相談・対応システムの整備・・・

組織に対して「ものをいう」「苦情を言う」個人ルートの登場

「大学の上の方からちゃんと言いきかせて！」

ハラスメント的内容はあるが、他の適切なアプローチが考えられる問題も集まる

### 3補. 各種苦情相談窓口例 (京都大学)

ハラスメントについての相談窓口 (全学 2, 各部署約100)

人事に関する教職員相談窓口 (総務部)

公益通報の通報窓口・相談窓口 (監査室)

研究活動上の不正行為に関する通報・告発・相談の窓口  
(研究国際部研究推進課、各部署)

学生意見箱 (教育推進・学生支援部)

学内での不審者や迷惑行為への対応

(施設部プロパティ運用課キャンパス安全掛、各部署)

仕事と育児等の両立に向けた相談窓口

ハラスメント的内容がある場合は、喪失と怒りと幻滅に十分配慮する必要がある

### 4. 仮想事例

4-1 : 研究室の拘束がきつい

4-2 : LGBTへの配慮がない

4-3 : コミュニケーション不全

### 5. ハラスメント対応における留意点

消極的な対応をしていると受けとられること自体が大学にとってのリスク

喪失と怒りと幻滅に十分配慮する必要がある

対応を、一般社会常識と照らし合わせてみる

大学組織や大学社会の多様な問題を気づかせてもらっている、と考える

( 以 上 )